

顧問先各位

戸田会計事務所
所長 戸田裕陽

特定求職者雇用開発助成金
(特定就職困難者コース)

高年齢者(60歳以上65歳未満)や母子家庭の母や障害者など、就職が特に困難な方をハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇入れた場合に支給される助成金です。

◆対象となる事業主の条件には次のようなものがあります

- ①雇用保険の適用事業主であること。
- ②対象労働者を雇用保険の一般被保険者として雇い入れること。
- ③対象労働者を雇用保険の一般被保険者として継続して雇用することが確実であると認められる事業主であること。(対象労働者の年齢が65歳以上に達するまで継続して雇用し、かつ当該雇用期間が継続して2年以上であること)
有期契約労働者が助成金の対象となるには、自動更新契約であることが必要です。
- ④対象労働者の雇入れ日の前後6ヶ月間に事業主の都合による従業員の解雇をしていないこと。
※対象労働者とは、雇入れ日現在において満65歳未満の方で、ハローワーク等から紹介を受けた日に雇用保険の被保険者でない方(失業等の状態にある方)です。

支給額

【短時間労働者以外】

対象労働者	支給額	助成対象期間	支給対象期(6ヶ月)ごとの支給額
高年齢者(60歳以上65歳未満) 母子家庭の母等	60(50)万円	1年	30万円×2期 (25万円×2期)
身体・知的障害者	120(50)万円	2年(1年)	30万円×4期 (25万円×2期)
重度障害者等(重度障害者、45歳以上の障害者、精神障害者)	240(100)万円	3年 (1年6ヶ月)	40万円×6期 (33万円×3期) ※第3期は34万円

【短時間労働者】

対象労働者	支給額	助成対象期間	支給対象期(6ヶ月)ごとの支給額
高年齢者(60歳以上65歳未満) 母子家庭の母等	40(30)万円	1年	20万円×2期 (15万円×2期)
障害者	80(30)万円	2年(1年)	20万円×4期 (15万円×2期)

- ※()内は中小企業事業主以外に対する支給額および助成対象期間です。
- ※「重度障害者等」とは、重度の身体・知的障害者、45歳以上の身体・知的障害者及び精神障害者をいいます。
- ※短時間労働者とは、一週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者をいいます。

◆該当の方を採用すると、助成金センターより申請書類が届きます。

(担当社会保険労務士:屋和田珠紀)